

広島市議会規則第1号

令和8年3月27日

広島市議会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

広島市議会議長

八條乾彦

広島市議会公印規則の一部を改正する規則

広島市議会公印規則（昭和60年広島市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「企画総務局総務課長」を「企画総務局法務課長」に改め、「もの」の右に「その他これに類するものとして企画総務局長が定めるもの」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。